

索道安全報告書(平成 20 年度)

ご利用の皆様へ

当社の索道事業に対しまして、日頃のご利用とご理解をいただき誠にありがとうございます。当社は経営の理念の第一に安全確保を揚げ、法令の順守と共に安全輸送に努めております。

本報告書は鉄道事業法に基づき輸送の安全確保のための取り組みや安全の実態について自ら振り返ると共に、広くご理解をいただくために公表するものです。皆さまからの声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

株式会社星野リゾート・トマム
代表取締役総支配人 近藤 真弘

輸送の安全を確保するための基本的な方針

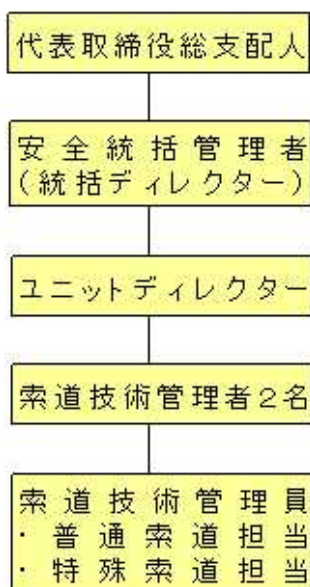
1. 社長は、安全第一の意識をもって事業活動を行なえる体制の整備に努めるとともに索道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針を具体的に定める。
2. 職員等の安全に係る行動規範(安全の基本理念、安全方針)は、次のとおりとする。
 - (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努める。
 - (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程を良く理解するとともにこれを遵守し、厳正忠実に職務を遂行する。
 - (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
 - (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。
 - (5) 事故・災害が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに完全適切な処置をとること。
 - (6) 情報は洩れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
 - (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制並びに方法

輸送の安全の確保に関する組織体制

1. 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
2. 社長及び総支配人は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理の体制を整備するとともに、索道事業の実施及び管理を確認する。
3. 社長及び総支配人は、索道事業の遂行に際し、設備、運行、要員、投資、予算その他の必要な計画の策定において、次条に掲げる者その他必要な責任者に対し、安全性及び実現可能性の観点からの検証を行わせる。
4. 社長及び総支配人は、輸送の安全確保するため、索道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行なう。
5. 社長及び総支配人は、輸送の安全確保に関する改善施策の決定に際しては、安全統括管理者のその職務を行なう上での意見を尊重する。
6. 社長及び総支配人は、事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼす恐れのある事態(以下、「事故・災害」という)規模の内容に応じ、対策方法その他必要な事項を職員等に周知・徹底する。

当社の安全管理組織体制



代表取締役総支配人

輸送の安全に関する最終的な責任を負う。

安全統括管理者(統括ディレクター)

輸送の安全確保に必要な設備投資、人事、財務に関する業務を統括する。

ユニットディレクター

安全統括管理者を補佐し、輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、所属の係員を指揮監督する。

索道技術管理者

安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他技術上の事項に関する業務を統括管理する。

索道技術管理員

索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行なう業務を補助する。

輸送の安全確保のための取り組み

1. 従業員教育

トナムスキー場では、毎年索道施設の運転教育・設備教育・救助教育・接客教育を実施しており索道施設運営の基本を学びます。

従業員教育訓練の様子



全社員研修の様子



2. 緊急時対応訓練

社員教育後実際に索道事故や災害を想定した救助訓練を実施しています。

占冠消防署員との合同救助訓練を実施しました。(平成 20 年 11 月)

ゴンドラ救助訓練の様子



クワッドリフト救助訓練の様子



リフト救助訓練の様子



3. 普通救命講習会 (AED含む)

スキー場やホテルでのお客様の安全を確保するために、占冠消防署の指導の基、普通救命講習会を索道スタッフ及びホテルスタッフが受講し万全を期しております。

4. 設備投資

毎年トナムスキー場では、索道施設の夏季整備計画を立て安全の維持・設備保持のため実施しています。整備内容は主に握索機装置関係・支柱受圧索装置関係・油圧装置関係の解体整備・部品交換等を実施いたしました。

<実施した主な整備>

- ゴンドラ …ワイヤーロープ交換、握索機オーバーホール、搬器吊り部点検
- 第2リフト …握索機オーバーホール
- 第8リフト …支柱塗装
- 第9リフト …押送チェーン交換、ベベルギヤボックスオーバーホール

ゴンドラ、各リフト ……軸受探傷検査

ゴンドラ、各リフト ……点検整備、消耗部品オイル類等交換

検査について

索道運行開始前には、毎年一年検査「整備細則に従い索道施設の総点検」を実施し運行に支障が無い事を確認後制動試験及び試運転を行なってから運行を開始しています。

また、シーズン中においては、一ヶ月検査と関係法令及び「整備細則」に基づいて実施しております。

索道事故及びインシデントについて

平成20年度の索道運転事故・インシデント等の発生状況のまとめ

平成20年4月1日～平成21年3月31日

1. 索道運転事故の発生状況

普通索道「アルファキャビン」……索道運転事故等の発生はありませんでした。

特殊索道「第1～第10リフト」……索道運転事故等の発生はありませんでした。

2. インシデントの発生状況

普通索道「アルファキャビン」……インシデントの発生はありませんでした。

特殊索道「第1～第10リフト」……インシデントの発生はありませんでした。

平成20年度(平成20年4月1日～平成20年3月31日)は事故もなく無事に終了できましたことをご利用いただいた多くの皆様に感謝申し上げます。

お客様のご意見を頂戴し、今後も更なる安全管理に努めて参りたいと考えております。

ご連絡先 株式会社星野リゾート・トマム
スキー場事務所

TEL 0167-38-2101 FAX 0167-38-2102

E-MAIL ski@slowtomamu.co.jp